

由利本荘市介護サービス事業特別会計経営戦略

秋田県由利本荘市
介護サービス事業特別会計

第1 経営の基本方針

介護サービス事業特別会計では、特別養護老人ホーム「東光苑」及び「鳥寿苑」を運営している。

「東光苑」は、平成28年度までは市直営で運営し、平成29年度から令和7年度までの9年間は指定管理者による運営としてきた。また、「鳥寿苑」は、平成27年度までは市直営で運営し、平成28年度から令和7年度までの10年間は指定管理者による運営としてきた。

令和8年度からは「東光苑」、「鳥寿苑」ともに令和12年度まで5年間の指定管理となっている。(令和8年1月13日に市と社会福祉法人1者による基本協定を締結)

当該施設の経営健全化等に引き続き取り組み、住民生活に密着した介護サービスの提供を安定的に継続するため、指定管理による経営の効率化を進めて中長期的な視点に立った経営を行う。

第2 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間。

検証は、毎年度の指定管理実績報告書により行う。

第3 投資・財政計画

独立採算制を採用しており、料金収入によって運営費を賄っていることから、指定管理料は発生していない。

市直営で運営していた当時は、単年度収支が赤字決算となる年度もあったが、指定管理者制度の導入により、今後は黒字となる見通しである。人件費比率についても、かつては約80%に達するなど経営の硬直化が見られたが、指定管理者制度の下では60%台で推移しており、経営改善を進めていく計画である。

指定管理者は、各施設の施設利用収入(居住費)の2分の1に相当する額を施設修繕費分担金として、市に納入するものである。なお、分担金の納入額の上限は、年額500万円とする。

また、起債償還金については、引き続き市が負担して償還を行うものである。

第4 効率化・経営健全化の取組

(1) 組織、人材、定員、給与に関する事項

法令に定められた人員体制により運営にあたる。給与については、社会福祉法人の給与規定による。また、法人としても待遇改善と人材確保を進める。

(2) 広域化に関する事項

両施設が同一指定管理者の運営であることから、事務の効率化など円滑な運営を進める。

(3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

指定管理者である社会福祉法人のノウハウを積極的に導入し、一層のサービス向上に努める。

(4) その他経営基盤の強化に関する事項

市民のニーズに合わせて営業するなど、利用者の確保に努めるとともに、各種研修、ケア会議等によって人材のスキルを高める。

また、医療・介護・福祉の連携を進め、地域包括ケアシステムの構築に努める。

(5) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

運営上の資金不足は生じない見通しであるが、施設の維持補修費用について、指定管理協定に基づき、50万円以上の修繕は市が負担して発注するものである。

(6) 資金管理・調達に関する事項

指定管理者が民間資金を調達するものである。

(7) 情報公開に関する事項

広報誌やホームページなどを通じて、積極的に情報を公開する取組を進める。

また、指定管理者である社会福祉法人は、社会福祉法第59条の2に基づき、情報を公開していくことが義務付けられている。

(8) その他重点事項

高齢者等の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供していることから、危機管理や情報管理などのリスク管理体制の整備を図る。特に、事故や災害等の緊急事態が発生した場合に的確に対応できるよう、事業継続計画（BCP）を整備するとともに、訓練及び研修を実施する。

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

東由利地域の「東光苑」は、特養・短期入所・通所介護を実施している。

また、鳥海地域の「鳥寿苑」は、特養・短期入所・通所介護のほか、訪問入浴と訪問介護を実施している。

この約10年間、指定管理者による運営を行ってきたが、運営自体は順調に行われているものの、人口減少や通勤距離等を理由とする従業員の確保が課題となっており、従業員の高齢化が進んでいる。70歳以上の職員が「東光苑」で58人中24人(41.4%)、「鳥寿苑」で65人中14人(21.5%)という状況である。

しかし、本市では高齢化率が約40%であり、特養待機者が近年は200人前後で推移している中、介護保険サービスを提供する特養は、大変重要な施設であるとともに、市中心部から遠距離にある両地域の市民にとっては、命に関わる施設として大きな使命を果たしており、人材を確保して運営を継続していく必要がある。

また、広大な面積である鳥海地域では「鳥寿苑」の訪問型介護サービスの利用も多い状況となっている。

(2) 公営企業として実施する必要性に関する事項

介護老人福祉施設及び短期入所生活介護などの宿泊が伴うサービスを除き、訪問介護や通所介護といった大規模な施設を必要としないサービスについては、一般に民間事業者の参入が比較的容易であるとされている。しかしながら、東由利地域及び鳥海地域は、本市の中心部である本荘地域から自動車でも40分以上を要する地理的条件にあり、民間事業者の参入が進んでいない状況にある。

このため、これらの地域においては、旧町の時代から町が介護サービス施設を設置し、運営を行ってきたところである。

今後においても民間事業者の参入が見込めないことから、引き続き、公営企業として運営を行うものとする。

(3) 今後の施設の維持管理に関する事項

これまで施設の維持管理については、鳥寿苑財政調整基金を活用して対応してきたところであるが、令和8年度から指定管理者は、各施設の施設利用収入(居住費)の2分の1に相当する額(年1,000万円以内)を施設修繕費分担金として市に納入し、老人福祉施設財政調整基金として積み立て、将来の修繕に備えることとしている。

施設の維持及び修繕については、当該分担金及び基金を活用することを基本とし、修繕の緊急性や安全性を十分に考慮した上で、実施年度を調整し、事業費の平準化を図りながら実施するものとする。